

## 会 議 録

会議名 (付属機関等名)		川西市参画と協働のまちづくり推進会議 第3回専門部会	
事務局(担当課)		地域分権推進課	
開催日時		平成25年4月23日(火) 午後7時から午後8時50分	
開催場所		川西市役所 4階 庁議室	
出席者	委員	田中部会長、岩崎委員、土肥委員	
	その他	帝塚山大学大学院 法政策研究科 中川 幾郎教授 市民活動推進課課長補佐	
	事務局	総合政策部長、参画協働室長、地域分権推進課長、同課課長補佐、同課主事(4人)	
傍聴の可否		可	傍聴者数 2人
傍聴不可・一部不可の場合は、その理由			
会議次第		1 開会 2 議事 (1) 活動主体が連携する仕組みなどについて (2) これまでの審議の総括 (3) その他 3 閉会	
会議結果		別紙議事録のとおり	

## 1 開会

< 人事異動に伴う事務局職員の紹介 >

## 2 議事

( 本日の進め方 )

部会長

- ・ 2 回にわたる審議によって、ある程度は地域分権制度の論点について議論できた。
- ・ これまでの議論をまとめた資料 1 「地域分権制度の論点に関する審議総括」に沿って審議を進めていく。
- ・ 次第をご覧いただくと、議事 ( 1 ) 活動主体が連携する仕組みなどについて、( 2 ) これまでの審議の総括に項目が分かれているが、相互に関連性があるので、資料 1 を確認しながら一括して審議を進めていく。
- ・ 事務局より資料 1 について説明をお願いします。

事務局

< 資料 1 説明 >

( 審議のポイント )

部会長

- ・ 資料 1 の考え方で地域分権制度を進めていった場合、川西市の現状に照らし合わせて問題点があれば検討しておく必要がある。
- ・ 地域分権制度のあり方として、これまでの審議を踏まえ、補足しておくべき視点がないかを確認していきながら審議を進めていきたい。
- ・ 新川先生が欠席されているが、資料 1 の論点ごとに意見を頂いているので、これも踏まえた審議としたい。

( 地域の範囲について )

部会長

- ・ 地域課題へ総合的に対処するためには小学校区の範囲を超えないことが基本という意見でまとまっている。実態としては、小学校区を超えた範囲でコミュニティが活動している地域もある。

## 委員

- ・小学校区が基本だと思うが、中学校区でコミュニティが組織されている地域が川西市には2つあり、コミュニティへの補助金も他のコミュニティの2倍近く支払われている。その辺りは、地域に選択肢を与えるべき。

## 委員

- ・地域で決める事が一番望ましい。ただ、補助金目当てで複数の団体が出来てはいけない。地域には一つの団体しか設立してはいけない事は留意しておく必要がある。

## (合意形成の仕組み)

### 部会長

- ・総会、評議会など色々な話しがあった。総会は住民が全員参加できる開かれたものにするのが基本ではないかという話しもあった。

## 委員

- ・現実的なことを言うが、おそらく地域に問いかけても、評議会がどういうものか理解できていない状態である。理解できれば選ぶところもあるかもしれないが、今はコミュニティ推進協議会の総会のあり方はどの地域も同じである。評議会の良さがわからない。勉強会をするなど手を打たないと従来の仕組みと評議会との選択ができない。

## 関係人

- ・資料には評議会とあるが正確には評議員会だと思う。仕事をするのは理事会だが、理事を選出するのは評議員会である。評議員会というのは権限が強い。将来的に地域協議会が法人格を備えるべきだという考え方が後ろのほうにある。ならば財団法人もしくは社団法人に準拠した評議員会と理事会の2段構えにするのが当然である。法人組織になられている人なら理解できるだろう。
- ・総会というのは評議員の選出母体であるが、実際は評議員を選ぶときに選挙しようといってもなかなか難しい。だから、構成する団体から代表を出してもらい選んでいくと良い。
- ・総会は年間4～5回も開くものではない。評議員会は年間2回もしくは四半期ごとに開く。評議員会は評価をする機関、いわばお目付け機関である。いろいろな事例を見ると総会はイベント的になるところが多い。

## 委員

- ・論点「5. 様々な主体との連携促進」につながる話しであるが、最初の立ち上げ段階では小学校区域の中の様々な団体に声をかけて、設立準備の会議を作り、何度も議論して評議員を選んで、最終的には総会を開いて活動方針が見えてくることになる。地域の連携を更に深めるためにも、地域で関わりのある団体には広く声をかけて、ラウンドテーブルを作ることが地域担当職員の最初の役割になるのではないか。

## 委員

- ・コミュニティ推進協議会の組織をスライドすると考えれば、コミュニティの運営委員会にはNPOなどは別として自治会長、各種団体などすべての団体が参加している。そういうものを評議員会にする方が簡単。
- ・評議員会はどれくらいの人数がふさわしいのか分からない。今のコミュニティの運営委員会はだいたい30人～40人程度である。

## 委員

- ・特に決まっていないのではないかと。地域の事情によって違いはある。

## 部会長

- ・物事を何か決める場合は20人程度でしか話し合いができないのではないかと。

## 関係人

- ・それは各コミュニティで運営しやすいように決めれば良い。
- ・地域によっては理事とほぼ同数のところもあるし、15人程度のところもある。それでは収まりがつかないということであれば、各団体の代表は必ず評議員になってもらい、地域別、課題別、性別・世代別の3要素を加味していけば、簡単に30人～40人になる。それも含めて自治の範囲で決めればよい。

## (組織の認定要件)

### 部会長

- ・論点の項目としてはあがっていないが、市が地域分権の組織を認定する条件について、決める必要があると思うがその点はいかがか。

### 委員

- ・自治会、社協、そこを主な活動としているNPO、ボランティア団体などが一堂に会する条件が一定は必要になる。地域に所在している有力な企業にも、必須ではないがぜひ

参加してほしい。

#### 関係人

- ・福岡市は全体で9個ある地域の色々な団体のうち6つ以上は入っていないと認定しない。その中には婦人会、老人会、ごみ処理委員会、地域交通安全委員会、防犯委員会などが入っている。
- ・川西的にそういう団体を並べてみて、これがすべて入っていることを条件にしてもかまわない。そういう団体には自治会は全部入ることになる。
- ・認定要件としてよく言われているのは、自治組織ではあるが内部監査ができること、透明性が確保されていること、規約がきちっとあること、執行機関と議決機関と総会の3点セットを用意すること、そういうことが書かれている。
- ・地域まちづくり計画が策定されていることを条件としているところもある。つまり、計画がないと認定しないということ。

#### 委員

- ・今コミュニティの運営に参加している団体は心配ないが、新しい団体の参加を条件にした場合、例えば企業がない地域はどうするのかということが疑問。また、人間関係で入る団体、入らない団体が生じるだろうと思う。

#### 委員

- ・広く参加を募らないといけないことは確かである。結果として参加しないことは構わない。組織を発足させるときは、まずは門戸を広げておいて、いったんは参加の声掛けをしておかないといけない。

#### 委員

- ・声掛けはしようと思うが、現実的になかなか入っていただくことが難しい。

#### 部会長

- ・公募委員を募るということに関してはいかがか。今まで全く地域活動と無縁だった人が入ることもある。

#### 委員

- ・公募委員がどういう目的で参加されるのかなとは思ふ。会議を前に進めるよき意見を出していただける方ならありがたいが、どんな人でも受け入れるのがコミュニティなので、とりあえずやってみないと分からないが公募委員はあり得ると思う。

### 部会長

- ・まずは広く声をかけるということが第一の条件。拒まないことが基本になる。
- ・事業計画などを決める手順は明文化していく必要があるという意見に関してはどうか。

### 委員

- ・これから組織づくりを進めていく上での合意形成に関わることだが、どこかで決まったものが降りてくるという話だけは避けようということ。

### 委員

- ・それは理解できるが誰かが決めないといけない。それを降ろした時に、知らないといわれると困る。
- ・自治会長の経験では、回覧物をまわしてポスターを作成し公言しても、私は聞かなかったと言う人がいる。そこまで言われると事が進まないの、今の一般常識的なことで決断し、運営委員会や評議員会へそれを降ろして決議して進めていく程度のことならできる。

### 委員

- ・それでいいが、聞いていなかったということが一番の殺し文句になってしまう。
- ・こういう形で地域住民に対しては周知するというを知っていてももらえばいい。

### 委員

- ・総会資料を文章的なものにして残すということが大事だとは思っている。

### 関係人

- ・事業計画というのは当然総会議決事項で、総会で大筋の議決をもらい、細部については理事会に一任を取り付けるのが普通である。上半期・下半期で、評議員会で評価をしていただくという手順を踏めば問題ない。聞いていないというのであれば、「1 から 10 まで理事会入ってくれる」と返せばよい。
- ・先程の話しの公募委員というのは、受け止め方が中途半端になるといけないので申しあげるが、公募委員は理事ではなく、部会の委員である。例えば、広報担当理事や福祉保健担当理事などの理事が各協議会の中で活動するための部会があり、その部会の中の委員である。理事会を助ける実質的な活動家がいわゆる公募委員である。
- ・だから公募委員が理事に立候補したいと言っても評議員会が支持しなとなれないし、総会で承認されなとなれない。立候補する自由はあるがそういう形で理事は決まらない。みんなの推薦によって理事が決まっていく。

#### 委員

- ・そういう決め方で問題はないと思うが、実際には順番性のところがある。

#### 関係人

- ・念をおしておく、公募委員というのは評議員でもない、理事でもない、実質的活動をする部会委員である。

#### 委員

- ・そこで公募をする意味というのは、やってみたいという気持ちに火をつけ、手を挙げてもらえれば地域で色々できるという道を開いておくということ。

#### 関係人

- ・公募の例はたくさんある。ホームページ作成を手助けしてくれる人、資金稼ぎのために定期的に関催するバザー運営に協力してくれる人、子育てのコーナーを作るときに一時託児を引き受けてくれる人など。パーツにわけていけば、地域から色んな人が出てくる。

#### 委員

- ・イベントに対する募集を全戸配布や回覧で行うなど、募集のあり方を考えないといけな  
い。

#### 関係人

- ・「理事求む」といっても誰も来ない。

#### (権限や財源の移譲先となる組織)

##### 部会長

- ・専門部会では、住民が構成員なので最高意思決定機関となる総会は個人単位で参加できることが条件である、自治会からの拠出金は不公平なので問題である、などの意見が出された。この辺りで補足や現状についてご意見があればお願いしたい。
- ・関係人からは、地域自治組織を法人化して、権限や財源の移譲先とする。その際に、住民総参加型のNPO法人、社団法人などが、可能性がある。市の事務を受託して、各種業務を行う上では、法人格を持っている方が良いとの指摘も頂いている。

#### 委員

- ・地域自治組織というのは仕事をするための組織で、その仕事をするために共通目標があるということでまちづくり計画があって、その計画に盛り込まれた課題を解決するため

に地域自治組織は仕事をする。そして、それに見合う権限と財源が付与されていくことになるわけであるから、法人格はいずれ持つておく必要がある。

- ・理事会、評議員会、決定の手続きなどは、一言でいえば川西市のような自治体と似たような透明性、説明責任は負わなければいけないようになる。そうすると、自治会からの拠出金は、権限と財源を与えられたところに入れて、一緒に会計処理をしていけるかという難しいところがある。
- ・新たな地域の自治組織の中で言うと、自治会の拠出金は自治会活動のためにだけ使えばいいのではないか。自治会の本来の役回りであるところの、人と人をつなぎ直す、結びつきを強めるための文化祭・体育祭などの事業、安全・安心のための事業等、そういう自治会事業のために自治会費を使えばいい。
- ・自治会からの拠出金を地域の他の団体に対する補助みたいな形で使いたすと、補助を受けている方の団体は、今度は市からの財源が入ってくることになれば、市からの財源と自治会からの補助を一緒に使い会計処理は2つに分ける極めて煩雑な会計処理が必要になる。
- ・そういう意味では、自治会からの拠出金は不公平なので問題だし、自治会は自治会のためにお金を使えばいいのではないか。そういう整理をすぐには言わないが、していかざるを得ない。

#### 委員

- ・確かに現在、コミュニティ推進協議会は市から補助金を97万円頂いているし、自治会からも拠出金を頂いている。今でも煩雑なコミュニティの会計処理をさらに複雑にすることは非常に難しい。
- ・大きな自治会は強い権限があり人が動かせるかと言えばそうではなく、高齢化しているところもある。小さな自治会がコンパクトに動いているところもある。私の地域では、コミュニティの役割が15自治会のバランスを平均化するという。自治会が自分たちでやっていくことには心配がある。
- ・NPOの関係だが、私は川西市ではあまり育っていないように思う。川西市にあるNPO法人を活動分野別に見ると、非常に狭い分野でしか活動がない。NPO自身も育ててもらわないといけない。
- ・やはり地域自治組織をなんとかしてそれに見合うような育ち方をしていく。地域でNPO法人的な組織を作るということをとりあえず勉強していきたい。

#### 部会長

- ・先程、NPO法人が育っていないという意見があったが何故そういう状況なのか。



## 委員

・NPOさんから言わせれば育っているかもしれないが、住民との接点が少ないことが課題ではないか。

## (様々な主体との連携促進)

### 部会長

- ・地域住民からは、多様な団体・個人が連携するためにコーディネーターが必要であり、公民館や市民活動センターの活用や機能充実を求める声があった。
- ・関係人から、住民相互の連携協力はそれが必要であり、そのための条件が整っていなければ実現しない。一般的な連携の必要性を強調しても空振りに終わる。地域包括支援のような連携しなければ動かない、動けないような分野を行政から地域に委ねていくことが必要。いずれにしても、市民同士の連携の機会を増やす交流の機会は重要との意見を頂いている。
- ・今のコミュニティに団体相互の連携を促進するような仕組みはあるのか。

## 委員

- ・コミュニティ推進協議会の中の所属団体に関しては連携協力がある。スポーツ21であれば学校のグラウンド、体育館の利用を接点にして協力している。住民同士の連携協力なので問題は特に見当たらない。

### 部会長

- ・コミュニティ活動の新たな担い手発掘や人材育成ができてきているのかという点で、現状の課題はないのか。

## 委員

- ・大学生との接点がものすごく要望されている。また、児童問題で学校サイドが地域にどれだけ協力して頂けるかということがネックになっている。
- ・地域と学校は表面上仲良くお付き合いしているが、地域から踏み込んだお願いをすることができないことが多い。学校の校長次第という面もある。児童が地域活動に小さな時から触れてもらうためには、学校の協力が必要。児童がお客さんとして地域の行事に参加するだけでなく、活動に参画することで大人になっても実感が残るのではないかと。学校との連携が全くできていないわけではないが、もっと踏み込んだ地域活動を大人と一緒にしていただけるよう学校と協議したいし、そういう意味では学校の閉鎖的な部分も感じる。
- ・大学生も一時的ではなく、継続的に活動していただきたい。地域にいる大学生がベース

になってもらうのが望ましいが、それが無理ならば大学のゼミの先生と何らかの共通的なものを継続的にやっていただきたい。一時的では心配である。

#### 部会長

- ・大学生と接点を持つということは、どういうところで議論が出てきているのか。

#### 委員

- ・地域別懇談会に地域の大学生とその友達が来てくれるだけで大人たちから喜ばれる。お母さん方に息子さんや御嬢さんに来てほしいとお願いして来てもらう事もあるが、なかなかうまくいかない。もう少し若いころから地域との接点があれば大学生になった時に地域活動にお誘いしてもうまくいくのではないか。大学生になってからでは遅いのではないか。

#### 部会長

- ・学校に関しては、地域から見るとやはり壁があるのかもしれない。

#### 委員

- ・学校は地域の核だということについて異論はないだろう。地域で子どもを育てたいという親御さんの意識もあるし、教員もおそらくそう考えている。ただ、コミュニティスクールとか、地域支援本部とかそういうものを学校の方に作ってほしいと言ってもこれは絶対できない。
- ・地域の方に作っておいて学校に提案するというやり方でないと、今おっしゃったように校長先生が変われば学校のスタンスが変わる。地域は変わらないから地域の方に学校の支援の仕組みを作っておかないといけない。

#### 委員

- ・子ども教室をコミュニティ会館でやっているが、参加者の募集は小学校に依頼している。ただ、先生には地域の取り組みという意識がどこかにある。もう少し踏み込みたいという感じがある。

#### 委員

- ・学校は憶病だけど、地域の方から毎年提案することを続けていくことによって、学校もこれを教育課程の中に入れていこうかという話になっていくのではないか。先生も変わっていく。
- ・小学校の教師なら、地域の学習は3年生か4年生の担当になったときに1回くらいしか行わず、違う学校に勤務するとやり方が違うので戸惑ってしまう。その意味で言うと地

域の方から提案し続けるという仕組みがあれば学校側も非常に乗りやすいことになる。息の長いことになるが、地域が学校に対して提案し続けざるを得ないだろう。

- ・学校に何かやってほしいといっても、学校側は多忙だから勘弁してという話で終わってしまう。それだけは避けたい。

#### 関係人

- ・住民自治協議会の執行部構成を、現在ある市との関係で作られている団体だけをイメージするから駄目だと思う。何故、警察署長や郵便局の集配課の職員入れないのか。同じように学校の校長、教頭は必ず理事会に入ってもらえばいい。そうすると、学校との協議が定例的にできる。
- ・それでも学校が受けて立たないのであれば、学校の限界を地域が理解しないといけない。しかし、共同協議できる定期的な場が理事会として保障されれば、ある程度活路は開ける。
- ・市役所の系列下に入っている団体だけで協議会を作ろうとすると、あっちこっち壁になる。

#### 部会長

- ・企業との連携の仕方は今までとは違う動き方になるということで不安があると思うが。

#### 委員

- ・企業に参画していただくのであれば嬉しいし、不安はあまり持っていない。
- ・NPOとの連携の方が不安である。

#### 部会長

- ・企業よりもむしろ非営利で動いているNPOとの連携が不安ということだが、それはどういうところか。

#### 委員

- ・おそらくやりたいことで集まっているテーマ型だから。コミュニティとか自治会というのは公に地域という感覚で来ている。好きな事で集まっている人たちが事務局をされるという事は考えられない。
- ・地縁団体がしっかりしている地域はNPOに寄りかからずに地縁団体が事務局をやるべきである。地縁団体が弱っている地域はNPOに参画してもらおう事も逆にあり得るかもしれない。

(情報共有、活動場所)

部会長

- ・地域からは情報共有が十分ではないとの意見が多い。一部の地域で自宅が事務所化している、学校の空き教室、空き家、空き店舗を活用したいとの声もある。

委員

- ・先日、コミュニティ協議会連合会の会議で、地域のコミュニティ新聞をスキャンして市のホームページに載せようかという提案が市からあった。かなり意見が分かれたが、コミュニティ新聞に写っている人のプライバシー、地域による発行回数の違いなど、マイナス思考の意見が多かった。地域内だけだといいいが、市全体でコミュニティの情報が公開され、相対評価をされてしまうと、他の地域で取り組んでいることを何故やらないのかという批判を受けることになる。

委員

- ・批判をする人がいれば、その人にやってもらえばよいのではないか。他の地域の取り組みを自分たちの地域でもやろうと思う人がそれをできる仕組みがあればいい。

委員

- ・現にコミュニティで活動している人は、冒険しようという感覚の人もいるが、新しいことに批判的な人もいる。地域分権に対しても賛否が分かれてきている。

部会長

- ・活動場所、拠点に関してはいかがか。

委員

- ・活動拠点として公の場所があり、皆さんが集まり会議ができる場所はあるべき。ただ、コミュニティに拠点がなところは公民館の1室を頂いているので、基本的に現在ないという地域はないはずである。ただ、地区福祉委員会の活動拠点はないかもしれない。

(地域担当職員)

委員

- ・市の職員の立場からいくと、地域におんぶにだっこされるのは気の毒。必要な時に来ていただいて、終われば帰っていただくというのが基本。ずっと事務局というのはやはりまとまりにくい。

## 部会長

- ・基本的には、ずっといるわけではなく、組織立ち上げの時に情報提供したり、地域の客観的なデータを示したりというような支援をして、事務局体制が整うような時期が来たらフェードアウトしていくという話で落ち着いていた。しかし、地域担当職員とは違うが、専門的な知識をもった職員に必要があれば来ていただくという仕組みがあってもいい気はする。

## (権限や財源の移譲)

### 部会長

- ・最初から何らかの権限を移譲し、財源を決めてしまうものではなく、地域ごとの基本構想を実現するために必要な権限や財源を移譲すべきであろうという意見でまとまっている。

### 委員

- ・注意すべきは、権限や財源を移せば移すほど地域の決定権が高まる。そうになると、その地域を地盤としている議員さんとのバッティングの問題が出てくる。多くの人に参加してもらい地域のまちづくり計画を作れば、そこに書いてあることは市への要望事項として正当性が高まる。そうするとまた、その地域を地盤としている市議会の議員の出番がなくなるという話になりかねない。
- ・市議会の議員さんは、地域の事だけ考えて議員になっているわけではなく、市全体の事を考えて議会活動をすることが本来である。ただ、議員さんとは地域も情報の共有はしておかなければならない。

### 関係人

- ・委員のおっしゃっている懸念通りの事が起こる。ただ、第2ステップ第3ステップと選挙を重ねるにしたがって、そういう住民自治協議会を母体として出てくる議員に入れ替わってくる。つまり、協議会の理事とか評議員を経験して、本当に地域のために頑張ってきた人が次の新しい世代の議員として入れ替わってくる。他の議員さんは外野的にしか関わらず、不愉快さを感じる。それでも相談役的に必ず情報は送っておこうとするのも地域協議会の政治力の問題。
- ・自治会や町内会は小さな町村みたいなもので、住民自治協議会が都道府県みたいなものと思えばいい。どんどん公共性も高くなる。都道府県、市町といえども、国会に陳情に行ったり議員さんを動かしたり政治調整はしている。アッシュフォードのモデルでも言われていることである。地域自治協議会も自ら政治的調整をやればいい。形式民主主義的に遠ざけることによって平等性を担保しようとするのはマイナス。力を発揮しなけれ

ば地域経営なんてできない。

- ・名望家型の自治会・町内会経営が限界にきていると関係人から指摘があるのはそこ。インナーな内部吸収型の統治機構では駄目である。そういう意味で、アクティビティにとんだ経営をしないとイケない。政治とのネゴシエーションというのは絶対に避けられない。
- ・中京地帯ではそういう現象が既に起こっている。

#### 委員

- ・住民自治協議会を作って10年になる自治体を見てみると、本当に議会は2分化されている。住民自治協議会の役員をやった人が議員をやろうと思って出てくる人と、昔からやっている人とで2分される。何も無いときに比べれば世代交代の率は早くなっていることは確かだろう。

#### 関係人

- ・委員の言う2分化というのは、もうひとつの面があって、市全体を見たうえでのある種の階層、業界を代表しているタイプの議員さんと、党派にかかわらず地域を代表しようと思っている議員さんに分かれてくる。そうなると、保守も革新もなくなってくる。

#### 委員

- ・党派性が薄らぐのは先の話であるが、それまでは議員さんに丁寧に情報提供しておかないとイケない。

#### 関係人

- ・伊賀にしる、名張にしる、市の方が地域の問題は住民自治協議会を通さしてもらっている。しかし、そうなるまでに6~8年もかかっている。

#### (NPO)

##### 関係人

- ・NPOについて委員が疑問を呈していたが、NPOを常務タイプの理事会の中に入れるべきだとは思っていない。地域の特性に応じたい。
- ・例えば、外国人の住民が多い三重県の鈴鹿みたいなところはポルトガル語に強いNPOに入ってもらわないと地域経営ができない。高齢化率が40、50%の限界集落的な地域は、高齢者問題に明るくて限界集落問題に強いNPOの力を借りないと経営できない。そのような専門性を発揮する必要がなく、非常にみんなが元気で360度仕事ができるし、全ての世代が頑張っている地域がNPOのお世話になる必要はないだろう。
- ・個別の課題でみるとNPOの力を借りればすごく助かることはたくさんある。例えば、

小学生の問題一つをとってもPTAより専門性を持っている団体がある。留守家庭児童会を名張の美旗地区が市から委託を受けて運営しているが、メンバーは美旗地区の中のNPO組織である。看護師、保育士、元小学校教諭のような人たちが集まって留守家庭児童会を運営するNPOを作っている。そういうケースもある。だからもっと柔軟に考えればいい。その地域の持っている課題に応じたNPOとの連携と思えばいい。

#### 委員

- ・そのためにはもっとNPOが育ってもらわなければいけない。現状では数が少ないし、福祉関係が多い。もう少し地域のニーズに合うように育つか、新しくできるか、地域からNPOが育っていてもよい。

#### 委員

- ・地域のニーズが認識されることがファーストステップで、そのニーズを解決するために同じ志を持った人たちが集まれる場がないといけない。その集まれる場が、実はいま地域にほとんど用意されていない。
- ・コミュニティ、あるいは地域自治組織がやるべきことは、地域の課題を明らかにして、課題を解決するために関心のある人が集まれて、この指とまれの旗印を掲げることではないか。その結果、集まった人たちが課題解決のお手伝いをするNPOを結成するのか、お金が儲かりそうにないからボランティア団体で無償労働するのか決める話である。NPOは全市を対象に活動してもよいし、ある地域だけで活動してもよい。
- ・福祉系のNPOが多いのは福祉のニーズが顕在化しているから。それ以外にいろんなニーズが地域にあって、それを解決したいと思っている人がいたるところに隠れて存在している。そのマッチングをする場所が、おそらくこの地域自治組織なのだと思う。

#### 関係人

- ・最近よく言われているプロボノが地域で活動していくことが、結果的にNPOになったケースがすごく多い。それは、これからの傾向として期待される面がある。それが出てきにくい地域は、やはり横の人間関係が薄い。
- ・明石、神戸、名張は続々と出てきている。川西は政策的にNPO育成へのインセンティブを与えるようなアクションがもう少し必要である。NPOが育たないのは政策の問題であって、市民が悪いのではない。

#### 委員

- ・コミュニティは法人格がない。これを放っておいていいのかという話がある。

## 関係人

- ・将来的には法人格をとるべきであるというのが結論である。運用しやすいのは社団、財団。NPO法人は結構使いにくい。一般社団くらいからスタートして、公益社団法人をめざしてもいい。財産を取得して地縁法人となることも有り得る。新しくコミュニティ法人制度があってもよい。

## (市に求めるものについて)

### 部会長

- ・市に求めるものは何か

### 委員

- ・事務局は誰がするのが気になる。

## 関係人

- ・例えば伊賀市は事務局経費を80万円出した。北九州も福岡も出して、福岡は人口規模でランクを変えている。伊賀市は一律、人口割、世帯割で交付金がでる。事務局経費を出している自治体が大半である。事務局経費を出すという方針を川西市でも出して良いかもしれない。
- ・ただし、事務局経費をもらっている協議会側が事務局で使わず事業費で使ってしまうケースが多い。これは市が指導しないといけない。現場に行って話すと、たかが80万で何ができるのかと文句が出る。だったら無くて良いのかと聞くと、それは困ると言われる。そういう混線混同が見受けられる。
- ・事務局経費として出す限りは、その事務局経費を使って事務局長を置かせるべき。80万円で不足するなら出勤時間を短くして、とにかく常設で定例的にしっかりと業務を行う事務局を持つこと。名誉職ではつぶれてしまう。もし名誉職的な人が引き受けたら本当に事務局長としての仕事をやらないといけない。事務局長が仕事をすれば、理事長も副理事長も名望家的な人で務まる。事務局は地域自治組織の心臓部である。

## (その他)

### 委員

- ・三重県の新しい公共円卓会議が、「夢をかたちにするまちづくり～「新しい公共」のヒント集」を作成したので参考に配布する。民主党政権下で新しい公共という話しが一昨年内閣府の方針として出て、それによって県民総参加で1年間検討し、その議論の結果をまとめたもの。地縁団体とNPOが連携することの必要性や事例も掲載されている



し、問題の範囲はひろっていると思うので参考にしてほしい。

#### 関係人

- ・委員から発言があった、自治会からの拠出金は廃止すべきではないかという話に同意する。しかし、住民自治協議会の力を使って、自治会加入運動を進めるべきだと思う。地域で皆さんを支えてくれるのは顔も名前も分かりあっている近隣社会であるが、住民自治協議会はそんな細やかなところはできず、広域のかつ専門的な仕事をする。でも日常の見守り、声かけ、挨拶というのは町内会的な活動の良さであって、それに入ることを奨励する運動は公共的な啓発事業として何ら間違いがない。
- ・そうすると自治会、町内会の人たちも住民自治協議会が助けてくれていると喜ぶ。弱っている自治会、町内会には、例えばご近所パーティをあっせんするとか、色んな自治会経営のヒントを教えてあげる教室を開催するとか、そういうことも住民自治協議会が行えばいいと思う。
- ・住民自治協議会というものは、いわば基礎自治体としての自治会、町内会、校区社協などを広くつなぐ広域自治体みたいなものと理解してほしい。したがって公共性はより高くなる。その公共性が高い住民自治協議会が持っている理事会や評議員を構成する各種団体は実はあまり公共性が高くないかまわない。それをカバーリングするために、各分野別の代表、地域単位の町内会代表、世代別の代表、性別の代表を加味すれば公共性はかなり担保できる。役員構成、評議員会構成を考えればいい。公共性の担保というのは透明性、民主性につきると思う。
- ・誤解があるかもしれないのは、自治会加入率の高いところで地域分権の住民自治協議会の議論がされているのではないか。移行しやすいことは事実だが、反対に自治会の力が強いために住民自治協議会の必要性を感じない地域があるかもしれない。
- ・自治会の加入率が落ちてきたからこそ、住民自治協議会をつくらないといけない。住民自治協議会は自治会の困っていることを助けてくれる、荷を軽くしてくれる組織というカラーをもっと出すべきである。自治会がしっかりしている地域でない住民自治協議会はつくれないう議論は違う。みんなが弱ってきているから、住民自治協議会をつくらないといけない。

#### 委員

- ・人を集めることが難しい時代になった。高齢者が多く、子どもが少なくなってきた。川西のまちが元気な今のうちに、何とか頑張ってもらいたいと思いながら今回考えさせていただいた。

(今後の予定)

部会長

- ・本日の審議を踏まえ、資料1に加筆修正したものを本専門部会のアウトプットとする。
- ・事務局の方で、専門部会の審議結果や地域夢・未来カフェでの意見などをベースに、「地域分権推進基本方針」にかかる答申案を作成する。答申案では権限や財源の移譲先となる組織のあり方などが示され、また、それらを規定する条例づくりの方向性にもなるものである。
- ・この2点を次回の参画と協働のまちづくり推進会議(5月29日開催)で提示し、さらに審議を行い、推進会議としての答申を出して、6月中を目途に市から地域分権制度基本方針(案)が示されることになる。

(事務局あいさつ)

総合政策部長

<あいさつ>

3 閉会